

第2章 授業時数の配当

移行期間中の授業時数の配当について、各小学校では、次にあげる留意事項に配慮し、次表を参考とし、平成32年度における新教育課程の実施が円滑に行われるよう適切に決定することが望ましい。

1 移行期間中の授業時数

移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、平成29年改正省令附則第2項及び第3項の規定によるとともに、同項の定めるところ以外については現行の学校教育法施行規則別表第1及び第2の2によるものであること。その際、特に次の事項に留意すること。

- (1) 外国語活動の授業時数は、第3学年及び第4学年においては15単位時間、第5学年及び第6学年においては15単位時間増加させた50単位時間とし、総授業時数は、第3学年から第6学年まで各学年において15単位時間増加させること。
- (2) 外国語活動の授業時数は、平成32年度から本格実施される新小学校学習指導要領に円滑に移行するために最低限必要となる内容について指導するためのものであること。
- (3) 各学校が現行の教育課程に更に15単位時間の授業時数を加えて確保することが困難な場合など、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる。なお、本特例は、来年度から直ちに、週当たりの授業時数を増加することや土曜日を活用すること、外国語教育充実のための教員研修等の実施により夏季、冬季等の休業日の期間を短縮することが困難な場合があることなどに鑑み、移行期間に限り講じる措置である。

なお、移行期間中の小学校等における総合的な学習の時間については、平成32年度からの実施を見据え、中学校等以後の教育における探究的な学習への円滑な接続・発展を図る観点から、探究的な学習の過程を一層重視し、質的充実を図ること。
- (4) 各学校の判断により、移行期間中に新小学校学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは可能であること。
- (5) 移行措置期間中、新教育課程での小学校の標準授業時数は、次頁の表のとおりである。